

# 令和2年度の国民健康保険税が決定しました

今年度は、令和元年度保険税率（額）を据え置くこととしました。なお、低所得者の保険税軽減の拡充、限度超過額の引き上げは国の制度改正に合わせて実施します。  
また、子育て世帯の負担軽減のため、昨年に引き続き市独自の子供の保険税の減免を実施します。

## ▶国民健康保険税の計算方法

国民健康保険に加入している世帯の所得額や人数などによって、それぞれの率や額で算出された税額の合計金額です。  
令和元年度 国民健康保険税の税率（額） ※（ ）の金額は前年度比の額です。 （年額）

	算出方法	医療分 医療費や健康づくり事業等の費用をまかなうためのもの	後期高齢者支援分 後期高齢者の医療に係る費用を支援するもの	介護分 介護保険に係る費用を負担するもの（40～64歳の加入者のみ）
所得割額	(2019年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×右記税率(所得のある人個々に計算)	8.87%	2.72%	2.43%
均等割額	被保険者一人当たり	25,800円	8,100円	9,600円
平等割額	1世帯当たり	19,900円	6,300円	5,500円
限度額	1世帯当たりの最高額	63万円(+2万円)	19万円(変更なし)	17万円(+1万円)

## ▶低所得者の軽減制度の拡充

低所得者の国民健康保険税の負担を減らすため、世帯主及びその世帯の国民健康保険加入者の所得の合計額が一定金額以下の場合、その世帯の「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。令和2年度から、5割と2割の軽減対象になる所得金額が引き上げられ、軽減対象世帯が拡充されました。

軽減割合	所得基準額（上限額）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	改正前 33万円+ (28万円×被保険者数) 以下
	改正後 33万円+ (28.5万円×被保険者数) 以下
2割軽減	改正前 33万円+ (51万円×被保険者数) 以下
	改正後 33万円+ (52万円×被保険者数) 以下

## ▶子供の国民健康保険税を軽減

国民健康保険加入者のうち、中学生までの保険税均等割額を1人につき2分の1を軽減します。国民健康保険税の均等割額は、加入者1人ひとりに定額がかかるもので、収入の無い子供も含め、国民健康保険の加入者数×定額が課税されています。

- ・子供に係る1人当たりの均等割額33,900円（年間）を2分の1軽減
- ・所得等によって軽減対象となっている世帯は、軽減後の額を2分の1軽減



## ▶新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯等への減免制度

新型コロナウイルス感染症に関して国民健康保険税の減免制度が新たにできました。詳しくは13ページに記載していますのでご確認ください。

## ▶医療費の負担を軽減

医療費の負担を軽減するために、以下の3つを普段の生活から心掛けましょう。

- ①ジェネリック医薬品を上手に活用する  
上手に活用することで、窓口での負担額を減らすことができ、医療費の抑制につながります。
- ②特定健診を受ける  
特定健診は生活習慣病に着目した健診です。毎年受診することで体の変化をいち早く知ることができ、早めに病気の予防をすることで重症化を防ぎ、医療費の抑制にもつながります。  
※新型コロナウイルス感染症の影響によって、9月までは地区巡回健診等を見合わせています。10月以降については、今後の状況を見ながら広報やホームページ等でお知らせします。
- ③健康づくりに努める  
普段から自分の体に関心を持ち、適度な運動や適正な食生活を心掛けましょう。

## ▶国民健康保険証が新しくなります

8月1日から、現在お使いの国民健康保険証が新しくなります。8月以降は、新しく交付された保険証を医療機関に提示してください。

現在お使いの国民健康保険証は、7月末で有効期限が切れます。新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送します。

※氏名等が「\*\*\*\*」の保険証は無効ですので、破棄してください。  
※1通につき、3人分まで記載されます。ご注意ください。

新しい保険証が届いたら、**氏名・住所・生年月日**を確認してください！

記載内容が異なっている場合は、健康保険課にご連絡ください。

※有効期限が切れた保険証は回収しませんので、ご自分で破棄してください。医療機関に預けている人は返してもらいましょう。

※7月31日を過ぎても保険証が届かない場合は、健康保険課国保・年金係にお問い合わせください。

## 国民健康保険税の本算定の納税通知書を送付します

納税通知書及び納付書は、7月中旬に国民健康保険の加入者がいる世帯主宛てに送付します。

### ■本算定とは

今回確定した税率と2019年中の所得額や国民健康保険に加入している人数などによって、年間の税額を決定するものです。

### ■国民健康保険税の納め方

#### ①納付書や口座振替で納める人（普通徴収）

年間の税額から仮算定の税額を差し引いて、7月から令和3年3月までの9か月で分割した額が月額となります。

#### ②年金から天引きで納める人（特別徴収）

年6回の年金支払いの際に国民健康保険税があらかじめ差し引かれて振り込まれます。

※年金から天引きされている人も口座振替に変更することができます。詳細は税務課市民税係にお問い合わせください。

### ■国民健康保険税の減免

国民健康保険税の減免は、納税義務者（世帯主）からの申請でその可否が決定され、以下に該当する人が申請の対象になります。減免申請をする人は、納期限までに、減免申請書とその理由を証明する書類を提出する必要があります。

- ・災害などによって生活が著しく困難になった人
- ・令和2年4月以降に、生活保護法による生活扶助を受けている人、又はこの状況に準じると認められる人

※倒産や解雇等によって離職した人を対象にした軽減制度もあります。申請が必要ですので詳細は、健康保険課国保・年金係にお問い合わせください。

便利な口座振替をご利用ください！

健康保険課国保・年金係 ☎ 8 2 7 1 （市役所1階）  
税務課市民税係 ☎ 8 3 9 6 （市役所1階）